

令和7年度 多様な働き方推進事業 セミナー実施・動画作成業務委託企画提案仕様書

1 業務名

多様な働き方推進事業セミナー実施・動画作成業務

2 実施期間

契約締結の日から令和8年3月20日（金）まで

3 業務の目的

人口減少や働き方の多様化が進む中、優秀な人材を確保し、雇用を維持するには、企業の魅力向上を図ることが必要となっている。そこで、様々なライフイベントを経ても、男女それぞれが性別に関係なくワークライフバランスを保てるよう、希望に合った多様な働き方ができる職場環境づくりへの意識醸成及び取組促進を目的とする。

4 業務の内容

(1) webセミナーの企画・運営

① 実施場所

受講者が各自の機器を用いて受講可能なオンライン空間（Zoom, Webex, Teams等）
受講者を参集するような会場は設置しない。

② 実施日

令和7年11月最終週の1日間

③ 対象者

県内企業等の経営者、人事労務担当者等

④ セミナー内容

セミナーの内容は、主に以下のとおりとする。

- ・ 多様な働き方のメリット・重要性（3分程度）
- ・ 多様な働き方の制度が利用されない原因
- ・ 多様な働き方の浸透のための取組事例・不公平感を感じない制度紹介
（ 両立支援の第一歩である、残業がない働き方の実現
多様な働き方の制度ごとの特徴とよくある相談・課題及び解決方法
サポートする同僚への支援等 ）
- ・ 多様な働き方を活用した企業PRの方法
- ・ 県内外企業等の取組事例（1時間程度）
- ・ 助成金や補助金の紹介、県からの案内（「かごしま『働き方改革』推進企業」及び「かごしま『働き方改革プラス共働き・共育て』推進企業」登録制度について）（10分程度）

⑤ 形式

講演形式 120分程度（質疑応答、休憩、県からの案内を含む）

(2) 働き方改革の取組事例紹介動画の作成

① 対象

かごしま「働き方改革」推進企業から2社以上

セミナーで取組事例の紹介をする企業を想定

企業選定は、セミナー内容の打合せ等を通し鹿児島県と協同で行う。

② 実施時期

令和7年9月完成・公開予定

③ 内容

対象企業の働き方改革の取組事例を、インタビュー形式で紹介する動画の作成。
なお、シナリオはセミナー当日の内容と同じでもよい。

参考：愛知県 働き方改革啓発動画（企業の取組事例紹介）

④ 形式

5分～10分程度×2社×2パターン

- ・ パターン1 取組事例紹介のみの動画。
- ・ パターン2 セミナーの告知要素を含む動画（「動画で紹介している企業の話が聞けるセミナーがあります」等）。なお、告知要素とは、パターン1の動画の前後に、セミナー告知のテロップを差し込む等でよい。また、セミナーの集客につながると考えられる構成であれば形式は問わないこととする。

5 提案事項

(1) セミナーについて

① セミナーテーマ

募集要項に記載している募集の趣旨に沿ったセミナーテーマを提案すること。

② Webセミナー

- ・ 受講者が各自の機器を用いて受講できるwebセミナーの実施方法を提案すること。なお、質疑応答の形式は問わない（映像、音声、コメント機能（チャット）等）ため、提案の方法で実施することにより受講者はどのような形で質問を行うことができるか示すこと。
- ・ テーマに精通した適切な講師、実施日をあわせて提案すること。講師に対し機器の使用に係る支援が必要な場合は受託者の負担とすること。なお、オンラインで実施すること及び経営者等を対象とすることを前提に、講師は働き方等に関する有識者・著名人が想定される。
- ・ 講座の内容を録画し、後日映像コンテンツとして配信する方法を提案すること。特設ホームページの開設または県公式youtubeチャンネルへのアップロードが想定されるが、必ずしもこの方法による提案を求めるものではない。講師は後日配信を行うことに承諾していること。必要であれば、映像は県及び講師と協議し、編集等を行ったものでも構わない。また公開期間は契約終了日までとする。

③ アンケート

セミナーの感想や理解度、満足度等についてアンケートを行い、集計・報告すること。

(2) 広報

広報用のチラシをPDF及び印刷物100部を作成し納品すること。また、「かごしま子育て応援企業」約840社へチラシを送付すること。（封筒は、県の封筒を使用）

このほか、県ホームページ・県広報誌「労働かごしま」への掲載等当課が実施する広報以外に、独自の方法の提案を行うこと。なお、作成した取組事例紹介動画を活用した広報でもよい。

(3) 運営

必要な人員を適切に配置し、参加者の参加料は無料とすること。

6 その他

- (1) 必要に応じて県に業務の進捗状況を報告すること。
- (2) 5の内容以外に、予算額の範囲内で事業目的を達成するために有効と思われる事項があれば追加提案すること。
- (3) 委託期間終了日までに、事業報告書及び収支決算書を提出すること。
- (4) 事業を実施する際、全部を一括して第三者に委託することはできない。
- (5) 本事業の委託費によって、備品等の財産を取得することは原則として認められない。やむを得ず取得を必要とする場合は、委託者と協議するものとする。
- (6) 本業務で得た事業の成果については、委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく第三者に貸与及び公表することはできない。